

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正について

◆ 特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途の見直し

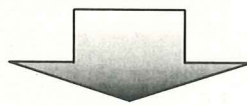
◆ 背景

- ◆ 地元ニーズの多様化（ソフト事業への充実要望）
- ◆ 行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果
⇒ 「使途をより自由にして、使い勝手をよくする」

現行

公共用の施設の整備

公共用の施設：交通施設及び通信施設、スポーツ又はレクリエーションに関する施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防に関する施設、産業の振興に寄与する施設



改正後

公共用の施設の整備

いわゆるソフト事業

←（新たに追加）

- ・医療費の助成（小学生以下の医療費、妊産婦検診費等）
- ・コミュニティバスの運営費の助成（福祉バスの運営費等）
- ・学校施設等耐震診断費の助成（小中学校校舎等の耐震診断費等）

などのソフト事業を想定

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(昭和四十九年六月二十七日法律第百一号)

最終改正：平成二十三年四月二十七日法律第二八号

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又は**その他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業**について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 三 港湾
- 四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又は**その他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるもの**を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令

(昭和四十九年六月二十七日政令第二百二十八号)

最終改正…平成二十三年四月二十七日政令第一一一号

(特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができ公共用の施設の整備又は事業)

第十四条 法第九条第二項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設(国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。)とする。

- 一 交通施設及び通信施設
- 二 スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- 三 環境衛生施設
- 四 教育文化施設
- 五 医療施設
- 六 社会福祉施設
- 七 消防に関する施設
- 八 産業の振興に寄与する施設

2 法第九条第二項の政令で定める事業は、次に掲げる事業(国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。)とする。

- 一 防災に関する事業

- 二 住民の生活の安全に関する事業
- 三 通信に関する事業
- 四 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- 五 医療に関する事業
- 六 福祉に関する事業
- 七 環境衛生に関する事業
- 八 産業の振興に寄与する事業
- 九 交通に関する事業
- 十 良好な景観の形成に関する事業
- 十一 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの

環境整備法の一部改正により対象となるソフト事業の概要

	政令で定める事業	ソフト事業の例
1	防災に関する事業	○消防に関する施設の維持・運営事業 ○航空機事故等を想定して実施する防災訓練
2	住民の生活の安全に関する事業	○防犯パトロール事業
3	通信に関する事業	○通信施設の維持・運営事業
4	教育、スポーツ及び文化に関する事業	○スポーツ又はレクリエーションに関する施設や教育文化施設の維持・運営事業 ○米軍人・家族との文化交流事業 ○学力向上サポート事業 ○外国語講師派遣事業 ○教育費の助成事業
5	医療に関する事業	○医療施設の維持・運営事業 ○医療費助成事業(小学生以下の医療費、妊産婦検診費など)
6	福祉に関する事業	○社会福祉施設の維持・運営事業 ○ホームヘルパーの派遣及びデイサービスの提供への助成事業 ○高齢者の支援サービス事業
7	環境衛生に関する事業	○環境衛生施設の維持・運営事業 ○周辺地域における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染等の調査事業
8	産業の振興に寄与する事業	○産業の振興に寄与する施設の維持・運営事業 ○地域の特産品の開発事業
9	交通に関する事業	○交通施設の維持・運営事業 ○コミュニティバス等の運営費の助成事業
10	良好な景観の形成に関する事業	○周辺地域における都市景観構想策定事業
11	前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの	※今後、地元要望を踏まえ、必要に応じて検討

※ 本表は、対象となるソフト事業として想定しているものを記載したのですが、交付決定に当たっては、個々の事業の内容に基づき判断することとなります。